

令和六年第一回藤崎町議会臨時会会議録

一、開会日時 令和六年二月七日 午前十時00分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和六年二月七日 午前十時二十四分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 木村 宣文 係 長 大崎 光喜

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	五 十 嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高 木 秀 光	財 政 課 長	三 上 孝 之
経営戦略課長	石 澤 岩 博	住 民 課 長	石 井 孝
福祉課長	葛 西 昭 仁	税 務 課 長	佐々木 克尚

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、議案第一号 藤崎町手数料条例の一部改正する条例案

一、議案第二号 令和五年度藤崎町一般会計補正予算(第八回)案

一、議事の経過

別紙のとおり

第一日 令和六年二月七日

開 議 午前十時

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

会議に入る前に、議場内での皆様にスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくようご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和六年第一回藤崎町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により、会議録署名者は、三番千葉孝蔵議員、四番石澤貴幸議員、五番三上道人議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長五十嵐 忍議員。

〔議会運営委員長 五十嵐 忍君 登壇〕

○議会運営委員長（五十嵐 忍君）

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る二月二日午前十時から小会議室において、地方自治法第九十九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員

会を開催し、令和六年第一回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配付しておりますとおり、開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、議案審議、採決、閉会、以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（奈良完治君）

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおりにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案などの受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付してあります印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、議案第一号、第二号を一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

久々の雪の中、ご参集賜りありがとうございます。

本日ここに令和六年第一回藤崎町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会の開会に当たり上程されました議案二件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

議案第一号藤崎町手数料条例の一部を改正する条例案。本条例案は、令和五年十二月六日に公布された地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正について、令和六年三月一日に施行されることに伴い、戸籍謄本等の広域交付、戸籍等電子証明書提供用識別符号の発行等について可能となることから、これらの事務に係る所要の改正等について提案するものであります。

議案第二号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第八回）案。今回の補正は、国の予備費で増額された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、物価高により厳しい状況にある住民税均等割課税世帯に十万円を給付する事業費と、住民税非課税世帯及び均等割課税世帯に子供一人当たり五万円を加算して給付する事業費を計上し、また、令和六年六月からの定額減税の実施に要するシステム改修費も合わせて計上するもので、歳入歳出とも七千七百三十二万六千円を追加し、予算規模は八十三億四千二百十五万千円となるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞご慎重ご審議の上、原案のとおり決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第五、議案第一号藤崎町手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

戸籍等の手数料について、広域交付が可能になるんだというようなことと、電子証明書提供用識別符号の発行というふうにあるんですけれども、戸籍等電子証明書提供用識別符号の「符号」というのは、ちょっと私も勉強不足で申し訳ないんですけれども、概要どういうものなんでしょうか。言葉で言えば、電子証明書提供用識別符号というのはどういうものなんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

今おっしゃられた電子証明書提供用識別符号ですが、こちらは英数字十六桁の符号を取得することで、戸籍または除籍を電子証明書として確認するものとなります。今までは行政機関に対して紙による証明書を添付して提出していた。それをこの識別符号と呼ばれるものでその確認を省略するというような内容になってございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

今、担当課のほうから英数字十六桁の符号化して交付するんだというような説明があったんですけれども、そうしますと、全ての人に、全ての人に十六桁の符号化をするようにするのか、あるいはまた請求、例えば東京、全ての人に符号化することなしにはちょっと電子符号では分からないと思うんですけれども、それはどういうふうなシステム

で識別、識別するのは提出された官庁なり法務局なりがするんでしょうけれども、どういう、全ての人をとにかく符号化するということになるんですか。それとも必要な人だけやることになるんですか。その辺はどういう取扱いになるんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

全ての方に符号が付されます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

じゃあ、具体的な例で手数料がどういうふうになるのかという、結局、東京にある人の、私の兄弟なら兄弟の戸籍なら戸籍を藤崎から請求するというふうになれば、当然郵送手数料だとかかかるわけでしょうから、あるいはそれを電子的にやるから手数料はかからないんだと、従来であれば郵送でやっていたわけですけれども、この符号化されれば、全員がやるというのですけれども、符号化されるというようなことをやる場合の手数料だとか違いがあるんですか。その辺はどういう取扱いをいつからやり始めるということなんですか。四月からだと聞いておるんですけれども、いつからどういう手数料で、我々の説明書にもあるんですけれども、その辺もう少し詳しく説明していただきたい。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

今の電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料です。まず、マイナンバー制度を利用してスマートフォン等によりマイナポータルを通じて申請する場合は手数料が不要です。それから、窓口で紙戸籍の請求と同時に同じ戸籍の識別符号を請求された場合は手数料が不要だと。今の二点によらず、窓口等で識別符号だけを発行する場合は、戸籍の電子証明書の符号に関しては一件四百円、それから、除籍の電子証明書の識別符号発行する場合は一件七百円というような形になっております。そして、こちらのほうは令和六年三月一日からの施行になりまして、実際に稼働するのは令和六年度末までに稼働するというところで国のほうで進めているようです。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

今説明していただきまして、ありがとうございます。

そうすれば、これもマイナンバー制度と一緒に運用するというようなことですがけれども、現在というか四月一日以降であっても、紙戸籍の請求と符号化した請求とどちらでもできるんだというふうに理解してよろしいんですね。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

実際のシステムでの稼働、符号の稼働に関しては、令和六年度末までということになります。ですので、三月一日からはまだ紙での発行というふうになります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決いたします。議案第一号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第八回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

今回の補正予算は、町長の提案理由にありましたように、国の予備費を活用して地方に交付される交付金に基づいているということでありますけれども、補正予算の中で、ページ数七ページの、ページ数八ページのほうからまずお聞きいたします。

電力、食料品等の価格高騰支援事業として千五百五十万ほど、システム改修百五十四万円、負担金補助及び交付金として千五百五十万ほど計上されているんですけれども、この対象者というのはどれほどになるんでしょうか。差支えな

ければ千五百五十万とした積算の根拠などをお知らせしていただけたらと思います。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

こちらはこども加算の部分になります。対象児童数の積算ですが、三百十人に対して一人五万円ということで計算をしまして千五百五十万円というふうな形になりました。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑は。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

そうしますと、児童対象者が三百十人。これは高校生までなのかなというふうに理解しているんですけども、その対象範囲が全体の子供の割合の三割ぐらいにもなるのかなという思いもあるんですけども、どれぐらいの割合になるのでしょうか。その点ではどうでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

十八歳までという形になります。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

補正予算書の中の説明資料も、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の説明資料にあるんですけども、住民税非課税の世帯は明らかだと思うんですけども、住民税の均等割のみ課税、納税者のほかには住民税の均等割だけを納めている世帯も対象なんですよと、令和六年のできる限り早期に自治体は支給してくださいよ、開始してくださいよというふうになっているんですけども、この場合の住民税の均等割だけの課税の対象の世帯の子供なんだという判定そのものは、去年の申告なら申告に基づいて判定、去年というか令和五年の判定に基づいてやるのか、あるいはまた今年三月中に令和六年の税金申告しますよね。その結果、住民税のみの納付の対象の人ですよという判定をするのか、その辺はどういうふうな、何を基準にしてそれを判定するのかということについては、どういう取扱いをするのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

この件に関しましては、私共が行っている生活困窮と住民課でやっている子育て関係、ある程度リンクしておりますので、私のほうからその辺お答えいたします。

対象者といたしましては、令和四年分の収入、令和五年度の住民税、これが基本的には対象になります。ですので、令和五年度で、五年度分として申告された分を分析して、税務課の資料を用いまして、非課税であるとか均等割である

とか、そういうのを判定して対象者を絞っている、そういったことでございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

もう一点だけ。住民税の均等割だけ課税の対象の人も、課税世帯の子供も対象なんですよというふうにあるんですけども、それは三百十人のうちのどれくらいだとかというのはお分かりなんでしょうか。その辺はどうでしょう。

○議長（奈良完治君）

よろしいですか。住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

ただいまちょっとその細かい部分に関しては手持ち資料がございませんです。

以上です。

○議長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

今子育て世帯に対するご質問でありましたが、仮に困窮世帯に対するものに置き換えてお答えいたしますと、非課税世帯というのはおよそ千五百件程度、それに対して非課税世帯というのが四百五十件から五百件程度、こういう状況になってございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決いたします。議案第二号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

これをもって本臨時会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和六年第一回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時二十四分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 奈 良 完 治

署名議員 千 葉 孝 蔵

署名議員 石 澤 貴 幸

署名議員 三 上 道 人